

会議案第7号

芽室町議会会議条例中一部改正の件

芽室町議会会議条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例

芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第92条第1項及び第2項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

行政手続における負担軽減及び利便性向上を目的に、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 一略一</p>